

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	遠隔利用の普及・促進に向けた規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>遠隔医療については、『「情報通信機器を用いた診療（いわゆる遠隔診療）について」の一部改正について（医政発第 0331020 号）』にて、医師から患者への遠隔診療が一部の疾患において認められているもの、診療報酬上の考慮が少ないなど、その普及拡大には乏しい。</p> <p>また、医師から医師への遠隔読影や遠隔病理診断などにおいても、診療報酬において、依頼側と受け手側との配分が曖昧であり、普及に結びついていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>社会保険・老人保健診療報酬 医師法第20条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>対面診療の原則は堅持しつつも、医師不足・医師の偏在が深刻ななかで、慢性患者へのフォローに関しては柔軟に対応できるよう診療報酬上の措置を講ずるべき。</p> <p>また、医師間の遠隔診療に関しては、遠隔読影・遠隔病理診断に関しても、診療報酬にて依頼側と受け手側との配分を制度化するなど利用しやすい環境を構築するなど、利用促進に努めるべき。</p>